

介護予防対象者調査事業について（新規）

社会局高齢福祉課

1 事業の目的

本市では、平成18年(2006年)4月から、国の介護保険制度の見直しに伴い、高齢者ができる限り要支援・要介護状態にならずに、元気で活動的な生活が継続できるよう、要介護状態になるおそれのある高齢者(特定高齢者)に対し、介護予防事業を行うことにしているが、対象者を確実に把握し、介護予防サービスの利用につなげることが重要である。

このため、民生委員が在宅高齢者を訪問して、国が示す基本チェックリストを活用し、要介護状態になるおそれのある者を調査・把握するとともに、基本健診又は被爆者健診の受診を勧奨し、もって介護予防事業を効果的に実施することを目的とする。

2 事業の内容

民生委員に依頼し、地域の全ての在宅高齢者を訪問してもらい、次の内容を実施してもらう。

- ① 介護予防に重点を置く国の介護保険制度の改正について説明する。
- ② 基本チェックリストについて説明し、記入してもらう。
- ③ 記入された基本チェックリストを基に、民生委員が要介護状態になるおそれがあるかどうか判定する。
- ④ 要介護状態になるおそれのある高齢者に対し、基本健診又は被爆者健診の受診を勧奨する。
- ⑤ 要介護状態になるおそれのある高齢者について市へ報告する。

3 事業の効果

要介護状態になるおそれのある高齢者(特定高齢者)を確実に把握することにより、介護予防サービスの利用につなげ、要支援・要介護状態になることを予防できる。

4 平成18年度(2006年度)所要経費

609万3千円

内訳：民生委員への謝礼 513万3千円(@3,000円×1,711人)

基本チェックリストの印刷経費 96万円